

池袋東地区民生委員児童委員協議会と豊島区社会福祉協議会の 協力及び活動に関する協定書

池袋東地区民生委員児童委員協議会と豊島区社会福祉協議会は、互いに協調し、良い協力関係を強固に築き、豊島区においてより多くの区民の理解と参画を得た福祉活動のさらなる活発化をめざして、ここに協定を締結します。

1 目的

- (1) 豊島区の地域福祉向上のための円滑な活動の実施
- (2) 社会福祉事業への区民の参加促進
- (3) 民生委員児童委員協議会と豊島区社会福祉協議会との協力関係の強化

2 協力及び活動の内容

- (1) 池袋東地区民生委員児童委員協議会は、各委員がパートナーシップ推進委員の委嘱を受け、
 - ①豊島区社会福祉協議会の趣旨普及、事業のPRを行います。
 - ②豊島区社会福祉協議会会員への会報（豊島福祉等）の配布を行います。
 - ③豊島区社会福祉協議会会員から年会費の集金を行います。
- (2) 豊島区社会福祉協議会は、
 - ①民生委員児童委員制度のPRを行います。
 - ②民生委員児童委員活動及び池袋東地区民生委員児童委員協議会活動への支援を行います。
 - ③民生委員児童委員に対し、会長はパートナーシップ推進委員の委嘱を行います。

3 個人情報の保護

池袋東地区民生委員児童委員協議会、豊島区社会福祉協議会は、上記2の活動を行うにあたり、個人情報の保護に関する法律やその他の関係法令、規程を遵守して、個人情報を保護します。

4 その他

協定の内容を変更する場合は、池袋東地区民生委員児童委員協議会と豊島区社会福祉協議会で協議の上決定します。

協定の証として、この協定書を2通作成し、池袋東地区民生委員児童委員協議会、豊島区社会福祉協議会がそれぞれ1通を保管します。